

一般社団法人 中央調査社 定款

制 定 日：1954年9月21日

移行変更日：2011年6月21日（一般社団法人への移行のための法令に照らした変更）

施 行：2012年2月 1日（一般社団法人への移行登記日）

最終変更日：2021年6月18日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人中央調査社(英文名 Central Research Services, Inc.)と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

(目的)

第3条 この法人は、政治、経済、文化等各部門にわたる各種調査を実施するとともに、調査の普及研究をなし、もって社会活動の能率化に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本及び外国における実態調査、世論調査、市場調査等各種調査の実施
- (2) 外国から受託した各種調査の実施
- (3) 調査に関する普及及び研究
- (4) 調査資料の整理及び作成
- (5) 調査に関する内外の情報収集と分析、解析
- (6) 調査に関する研究発表会、シンポジウム、講演会などの実施
- (7) 機関誌その他関連する出版物の発行
- (8) その他この法人の目的達成に必要な事業

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同して入会した法人または団体であつて、次条の規定によりこの法人の社員になった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員となるには、所定の様式による申込をなし、理事会の承認を得るものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、所定の様式による退社届を会長に提出して、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会において除名することができる。この場合、その社員に対し、社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか社員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 社員である法人または団体が解散し、または破産したとき。
- (2) 2年以上会費を滞納したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。

2 社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費等は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 社員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回6月に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の招集は、少なくとも2週間前にその総会の目的事項、日時、場所およびその他法令で定められた事項を記載した文書をもって通知する。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、前条2項の規定により請求があった場合は、その総会において出席した理事及び社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び合併
 - (5) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

役員候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第 18 条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または代理人に議決の行使を委任することができる。

2 この場合、行使した議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第 19 条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第 4 章 役員

(役員設置)

第 21 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とし、1 名を常任理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の代表理事とし、常任理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第 22 条 役員は、社員総会において選任する。

2 会長及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、当該理事及び配偶者または 3 親等内の親族その他特別の関係にある者である理事の合計数が、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

4 監事は、理事若しくは使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行する。

3 常任理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 会長及び常任理事は毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

1 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。ただし再任を妨げない。

2 任期中に交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。また、増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

- 3 役員は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(役員解任)

第26条 役員は、社員総会の決議で解任することができる。

- 2 前項の規定により解任しようとするときは、第9条の規定を準用する。

(報酬等)

第27条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、社員総会で定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務をおこなうために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第28条 この法人は、法人法に定める役員損害賠償責任について、法令の要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常任理事の選定及び解職
- (4) 社員総会に附議すべき事項

(開催)

第31条 理事会は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上開催するほか、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 監事から会長に招集の請求があったとき、または請求があったものの会長が法令に定める期日までに、総会を招集しない場合に監事が招集したとき。

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに各役員に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事の

全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなすものとする。ただし監事が異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産)

第37条 この法人の資産は、次の各号よりなる。

- 1 設立当初の財産目録記載の資産
- 2 寄附財産
- 3 会費
- 4 事業収入
- 5 資産から生ずる収入
- 6 その他の収入

(経費の支弁)

第38条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議による。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会において承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(備付け帳簿及び書類)

第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え、また、法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 事業報告及び計算書類等
- (5) 監査報告
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(剰余金分配)

第43条 この法人の決算により生じた剰余金は社員に分配を行うことができない。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、法令で定められた事由のほか、社員総会の決議によって解散することができる。

(合併等)

第47条 この法人は、社員総会の同意により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局設置)

第49条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が命ずる。
- 4 事務局長は、会長及び常任理事の命を受け、この法人の事務を統轄執行する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故等により、電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 補則

(実施細則)

第51条 この定款施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は中田正博とする。